様式第四号（裏面）注意1中「記載すべき事項のない欄には斜線を引き、」を削り、「該当のない事項を消す」を「該当する事項を○で囲む」に改め、同2中「特別支給金受給資格者」の下に「（以下「受給資格者」という。）」を加え、同3(1)中「特別支給金受給資格者」を「受給資格者」に改め、同3(2)中「請求するとき」を「請求し、」に、「申請するとき」を「申請する場合に」に改め、同(2)イ中「請求人」の下に「（申請人）」を、「受給権者」の下に「又は受給資格者」を加え、「又は申請人と死亡した特別支給金受給資格者との身分関係」を削り、「又は申請人が死亡した特別支給金受給資格者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるとき」を削り、同(2)ロ中「特別支給金受給資格者」を「受給資格者」に改め、同3(3)中「若しくは遺族年金の支給を請求し、」、「遺族補償年金若しくは」及び「を受ける権利を有する者に対して支給する未支給の遺族特別支給金又は遺族特別年金」を削り、「支給の申請をするとき」を「支給を請求する場合に」に改め、同(3)イ及びロ中「（申請人）」を削り、同3(4)中「受給権者」の下に「又は受給資格者」を加え、「死亡した特別支給金受給資格者が死亡前に」を削り、「(1)、(2)又は(3)」を「(1)から(4)まで」に改め、「その特別支給金受給資格者がその」を削り、同(4)を同(5)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4)　遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者に対して支給する未支給の遺族特別支給金又は遺族特別年金の支給の申請を行う場合には、次の書類その他の資料（同一の事由について未支給の遺族補償年金又は遺族年金を請求することができる場合を除く。）

イ　申請人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

ロ　申請人が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあつた者であるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

様式第四号（裏面）注意4中「できる」を「できること」に改め、同4を5とし、同様式注意3の次に次のように加える。

4　未支給の保険給付の支給の請求のみを行う場合には、未支給の特別支給金の申請に係る事項は全て抹消し、未支給の特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、未支給の保険給付の請求に係る事項は全て抹消すること。

様式第四号（裏面）に

「

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　　名	電話番号
		㊞	（　　） －

」

を加える。